

国民健康保険に
加入している方へ

平成30年度から 国民健康保険制度が変わります

～国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します～

なぜ都道府県に移行するの？



国保の現状と課題

国保の加入者は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「低所得者が多い」構造となっているため、国保税などの収入よりも医療費などで支出するお金が多く、市町村単位では安定した財政運営が困難であるなどの課題があります。

制度改正による財政の安定化

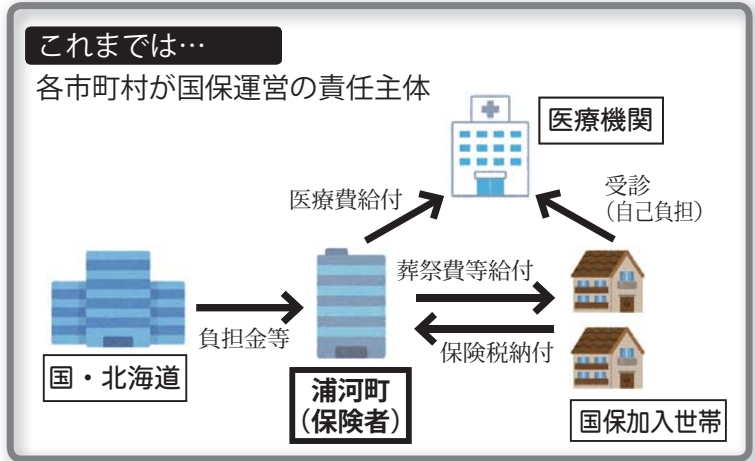
平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険制度が大きく変わることになりました。国民健康保険を将来にわたって守り続けるため、これまでの市町村に加え、**都道府県も国民健康保険を担うこと**になりました。

何が変わるんだべ？



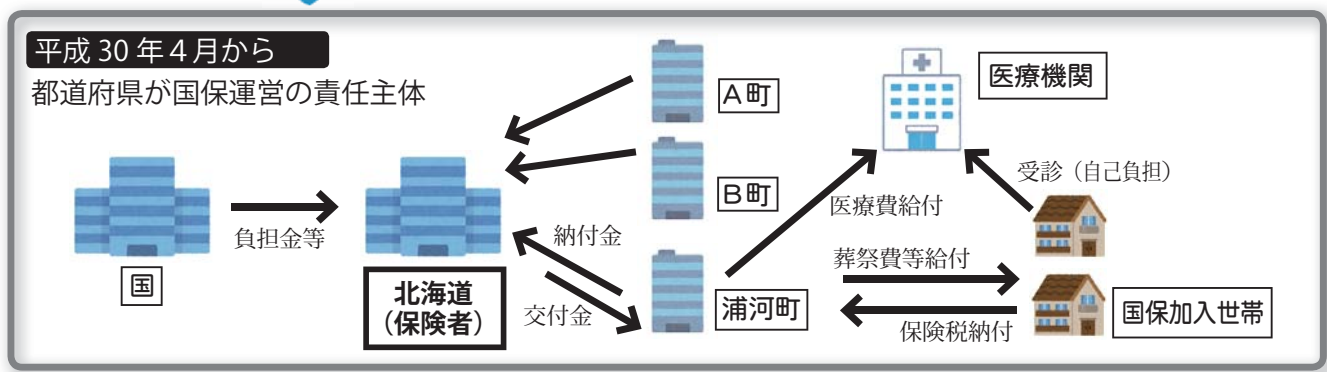
見直しに伴う主な変更点

- 1 医療給付などの国保の事業に必要なお金を各市町村が納付金として都道府県に納めます。
- 2 都道府県が各市町村の医療水準や所得水準を基に、市町村ごとに納付金を決定します。あわせて、都道府県は納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険税率を示します。
- 3 市町村は都道府県が示した標準保険税率を参考に、保険税率を決定します。これまで市町村単位で行っていた保険証などの発行や、保険税の賦課・徴収などは引き続き市町村が行います。また、保険給付や保健事業についても、従来と大きな変更はありません。



◆北海道と浦河町の主な役割分担◆

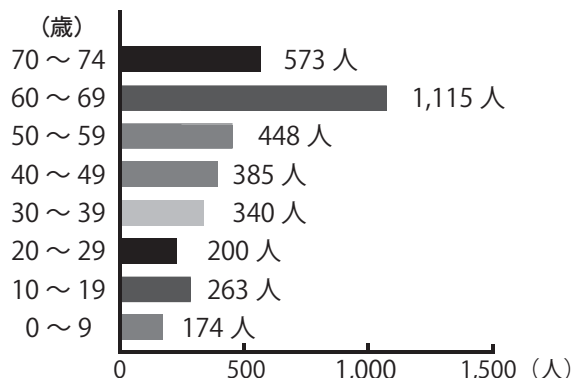
	北海道	浦河町
1. 財政運営	責任主体	国保事業費納付金を北海道に納付
2. 資格管理	事務の効率化、標準化、広域化を推進	被保険者証等の発行
3. 保険料の決定等	市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	標準保険税率を参考に保険税率を決定。保険税の賦課及び徴収を行う
4. 保険給付	保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給



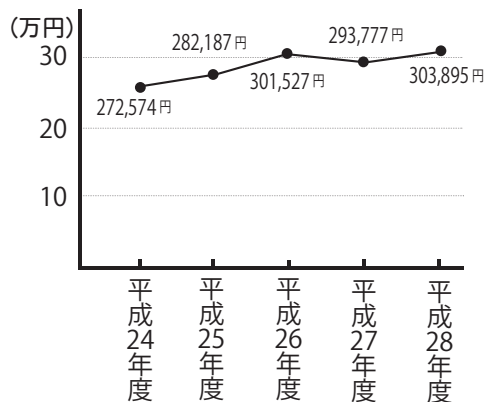
グラフで見る浦河町国保の現状

加入者の年齢構成

加入者数 3,498 人 (平成 29 年 3 月 31 日現在)



1人あたりの医療費の推移

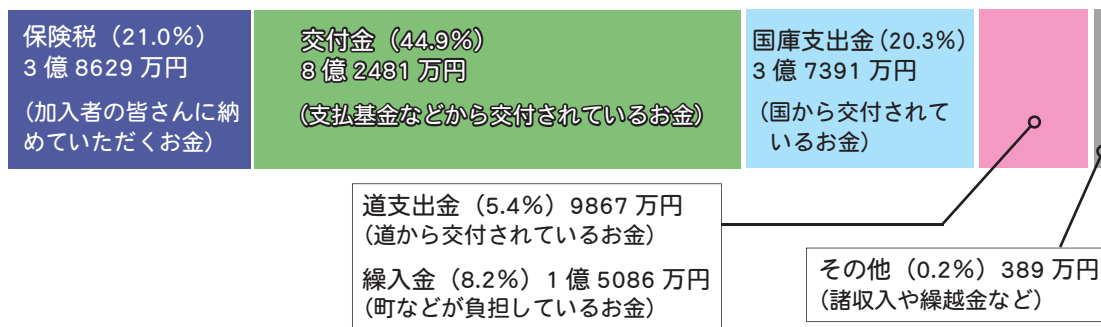


浦河町の国保財政

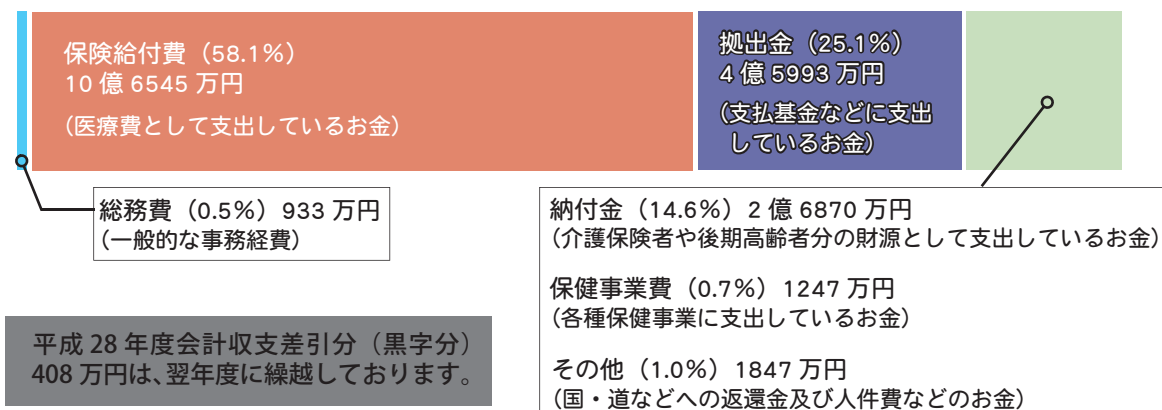
平成 28 年度浦河町国民健康保険事業特別会計決算では、歳入総額 18 億 3843 万円のうち保険税が 21%、国や道からの支出金や交付金等で約 70%となっており、財源不足については一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れをして運営しています。

歳出では、保険給付費だけで 10 億 6545 万円と歳出の 58% を占め、保険税や国、道の支出金等だけでは賸りきれず、一般会計からの繰り入れがなければ必要な医療費などの支払ができない現状です。

歳入 18 億 3843 万円



歳出 18 億 3435 万円



平成 28 年度会計収支差引分 (黒字分) 408 万円は、翌年度に繰越しております。

平成 30 年度からの国保制度改革に向けた円滑な国保運営を行うため、現在、保険税の試算や税率の検討を行っております。新しい保険税の改定につきましては、今後の広報紙で随時お知らせいたします。